



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 8 4 号 令和 8 年 8 月 2 8 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 5 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	危機管理政策課
4 5 2	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
4 5 3 ※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課
4 5 4	漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件の一部を改正する件	水産振興課
4 5 5	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第451号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月28日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県震度情報ネットワークシステムサーバ更新業務 一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書、徳島県震度情報ネットワークシステムサーバ更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）等（以下これらを「入札説明書等」という。）による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県危機管理部危機管理政策課

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(6)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 都道府県の震度情報ネットワークシステム（都道府県内の震度計から震度情報等を受信し、気象台及び消防庁への伝達等を行うシステムをいう。以下同じ。）の構築業務又は更新業務（当該システムにサーバが含まれた業務に限る。以下同じ。）をこの公告の日から過去5年以内に履行済み又は履行中であることを証明した者であること。

3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

(1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定

める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

(2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年9月28日（月曜日）正午

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県危機管理部危機管理政策課災害即応・訓練調整担当

電話 088-621-3272

ファクシミリ 088-621-2987

電子メール kikikanriseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年8月28日（金曜日）から同年10月9日（金曜日）午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

(1) 入札に参加しようとする者は、アに掲げる参加届出に関する書類をイに掲げる提出方法により提出しなければならない。

ア 参加届出に関する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（入札説明書様式第1号）

(イ) 実績申請書（入札説明書様式第3号）

(ウ) 2の(6)に該当することを証明する書類

この公告の日から過去5年以内に履行済み又は履行中の都道府県の震度情報ネットワークシステムの構築業務又は更新業務の契約の事実を確認できる契約書等の写しとすること。

イ 提出方法

参加届出に関する書類は書面（紙媒体）によるものとし、直接持参、郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）に限る。）又は信書便（郵便における書留郵便に相当する方法に限る。以下同じ。）の方法により提出するものとする。

(ア) 受領期限

令和8年9月28日（月曜日）正午

(イ) 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県危機管理部危機管理政策課災害即応・訓練調整担当

(2) 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和8年10月5日（月曜日）までに通知する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年10月19日（月曜日）午後2時

イ 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁本庁舎4階 405会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「徳島県震度情報ネットワークシステムサーバ更新業務入札書在中」と朱書の上、書留郵便により、(2)のアに掲げる受領期限までに必着のこと。）

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 受領期限

令和8年10月16日（金曜日）午後5時

イ 宛先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県危機管理部危機管理政策課災害即応・訓練調整担当

(3) 入札方法

入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、合算した総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「徳島県震度情報ネットワークシステムサーバ更新業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- オ 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- カ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5 によりこの公告及び仕様書に示した特定役務の提供について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required

Renewal of Tokushima Prefecture Seismic Intensity Information Network
System Server, 1 set

(2) Time Limit of Tender

2:00 p.m. on October 19, 2026

(3) Section in charge of contract

Disaster Response and Training Coordination Section, Crisis Management
Policy Division, Crisis Management Department, Tokushima Prefectural
Government

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

Phone: 088-621-3272

(4) Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Disaster Response and Training Coordination Section, Crisis Management
Policy Division, Crisis Management Department, Tokushima Prefectural
Government

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

Phone: 088-621-3272

徳島県告示第452号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月28日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
令和8年度教育用パソコン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15
- 5 落札金額
84,718,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年6月16日

徳島県告示第453号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 知事指定薬物の名称等

- (1) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称 1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称 Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称 Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン（通称 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 効力が失われた理由

1に掲げる知事指定薬物は、条例第2条第5号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 効力が失われた日

令和8年8月28日

徳島県告示第454号

平成25年徳島県告示第403号（漁業災害補償法の規定による一定の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和8年8月28日から施行する。

令和8年8月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特定かき養殖業の表鞆浦加入区の項の前に次のように加える。

福村加入区	福村漁業協同組合の地区
-------	-------------

徳島県告示第455号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり第1種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和8年8月28日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 指定の効力が失われた区域
三好市東祖谷久保970
- 2 指定の効力が失われた日
令和8年8月5日

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則 4—9）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「印」を削る。

様式第 2 号中「（第 48 条、第 61 条項関係）」を「（第 48 条、第 61 条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第 3 号及び様式第 6 号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則 4—10）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。